

福岡県行政不服審査会運営規則の一部を改正する規則
福岡県行政不服審査会運営規則の一部を別紙新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規則は、令和元年6月6日から施行する。

(別紙)

○ 福岡県行政不服審査会運営規則 新旧対照表

改正案	現行
<p>(部会)</p> <p>第1条 福岡県行政不服審査会(以下「審査会」という。)に、条例第8条第1項の合議体として、<u>3部会</u>を置く。</p> <p>2 各部会に属すべき委員は、会長が指名する。</p> <p>3 各部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。</p> <p>4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。</p>	<p>(部会)</p> <p>第1条 福岡県行政不服審査会(以下「審査会」という。)に、条例第8条第1項の合議体として、<u>2部会</u>を置く。</p> <p>2 各部会に属すべき委員は、会長が指名する。</p> <p>3 各部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。</p> <p>4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。</p>